ノルウェーと EU の安全保障提携

- 非加盟国の限界と可能性についての一考察-

竹 澤 由 記 子

Security Alignment between Norway and the EU -limitations and possibilities of a non-member state-

Yukiko Takezawa

抄 録

本稿は、ノルウェーの冷戦後の重要な安全保障政策の一部についての考察である。1972年に欧州共同体 (EC)、1994年に欧州連合 (EU)への加盟を否決した北欧の小国ノルウェーは、その安全保障政策においては、冷戦期より北大西洋条約機構 (NATO)を最重要視しながらも、EUへの政治的・経済的歩み寄りの必要性から、EU安全保障政策にも非加盟国として力を入れてきた。しかし非加盟国という立場と、国内的要因により、その充分なコミットメントを果たすには限界があった。本稿では、ノルウェーがそれらの課題をいかに克服し、EU安全保障体制に関与してきたかについて、欧州における文献と著者によるノルウェーおよび EU の行政官へのインタビューにより明らかにする。

キーワード: ノルウェー、欧州連合 (EU)、安全保障政策、安全保障のアイデンティティ、 EU 非加盟国

(2016年9月27日受理)

Abstract

This paper analyzes one of the important aspects of Norwegian security policy after the Cold War. Although Norway has engaged in its security as a member of North Atlantic Treaty Organization after the WWII and has denied its membership twice to the European Commission and the European Union, it has tried to involve in the European security policy especially after 1999. Non-membership to the EU and domestic factors limited further involvement by the Norwegian government. This paper described both external and internal factors which limited the involvement, and then explains how Norway has overcome these obstacles to achieve its involvement to the EU security policy as to make up its non-membership. The research has been done with the previous literatures and the interviews to the high bureaucrats from both Norway and the EU.

Keywords: Norway, European Union, Security policy, Security Identity, non-EU member (Received September 27, 2016)

1. はじめに

2016 年 7 月、欧州連合(European Union-EU)の大国の一つであったイギリスが国民投票の末、離脱を選択した。北欧の小国であるノルウェーも、ヨーロッパ圏にありながらも未だ EU に加盟しておらず、過去に 2 度の国民投票(1972 年欧州共同体への加盟に反対、1994 年 EU 加盟に反対 ¹)により加盟を否決し、現在も非加盟のままである。経済的には欧州経済地域(European Economic Area-EEA)に含まれており、貿易関係(European Free Trade Agreement-EFTA)は EU 加盟国とほぼ同等の関係を築き ²、2001 年よりシェンゲン協定 ³ も適用されているという点ではヨーロッパの一員であるが、当面 EU に加盟する見込みはないと考えられる。ノルウェーが EU に非加盟 ⁴ ながら、いかに EU との関係を維持しているのか、そのひとつの見方として、本稿では安全保障における両者の関係を取り上げたい。

ノルウェーは EU 非加盟国でありながらも、その安全保障関係においては、EU 主導の軍事・非軍事ミッションへの参加や欧州戦闘軍(EU Battle Group-EUBG)への参加などの軍事協力を行っており、EU の重要なパートナーであるといえる。しかし、非加盟国である以上、加盟国と同様にその安全保障を相互に得ることができるのか、また加盟国ではないことによる政治的功罪は何か、という疑問が湧いてくる。本稿では、ノルウェーの冷戦後のEU 安全保障政策に対する動向と、非加盟国であることによる対内的・対外的課題についてふれた後、とりわけ 2008 年以降の共通安全保障・防衛政策(Common Security and Defense Policy) 5 以降の対 EU 安全保障政策の変遷をみていくことにより、ノルウェーがいかに非加盟国としての政治的課題を克服してきたのか、についての考察を加える。

2. 欧州と安全保障体制、北欧・ノルウェーの安全保障

2. 1. EU と安全保障

欧州統合における議論や、欧州安全保障をとらえるにあたっての文献は膨大な数が存在しているが、その主な議論としては、まず EU という存在("entity")が外交・安全保障政策を行う国際政治における「主体(アクター)」ととらえられるのか否か、というものである。EU とは国際政治における主体、であるのか、それよりは、国家の「政府による交渉の場」である国際機構("organization")であり、「超国家主体へ向けた継続的プロセス」("process")と呼ぶべきか、という議論も有力である。そのなかで EU の安全保障における役割に関しては、カール・ドイッチュ(Karl Deutsch)の提示した、複数安全保障共同体"pluralistic security communities"としての EU、さらにはアドラー、バーネット(Adler and

Barnett)の解釈による、「緊密に結束した複数安全保障共同体」("tightly coupled pluralistic security communities")における「アクター性("actorness")」という位置づけであり、主体性があるかについては「権力行使」の問題である、ということである程度の一致をみている 6 。EU 統合やそれに伴う安全保障政策を進めてきたのは言うまでもなく EU 内の大国、すなわちフランス、ドイツ、イギリスであり、それぞれ EU が進めていくべき安全保障政策への考え方やコミットメントの仕方やその度合いは違っているのが現実である。EU が今後、イギリスの脱退を機に変化を余儀なくされることも考えられるが、少なくとも EU が欧州における重要なひとつの交渉の場として存在してきたことと、欧州の安全保障における重要な「アクター的存在」であることは間違いない。

EU を中心とした欧州安全保障体制は、1999年の欧州安全保障防衛政策(European Security and Defense Policy-ESDP)に始まり、2008年リスボン条約⁷以降の共通安全保障・防衛政策(CSDP)の下で、北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organization-NATO)、欧州安全保障共同体(Organization for Security and Co-operation in Europe-OSCE)、欧州連合(EU)が担っており、そのなかで EU が行う軍事任務は、恒久的な軍事組織の不在により、上記の機構とそれぞれの加盟国の軍隊との連帯によるアド・ホックな軍事組織形成によるものとなっている。しかし今日、欧州がカバーすべき安全保障領域とその任務の種類は、かつてないほど拡大が求められている。対ロシア関係やウクライナ危機による東方、中東・アフリカといった南方への防衛拡大の必要性に加え、その任務も従来の治安維持活動や海賊監視はもとより、テロ対策や難民危機対策への軍事的対応が急務となっている。しかし現状は EU、NATO 加盟国はそれぞれの国力、国益に応じて任務への派遣や兵力の提供を決定できる状況であるため、より多くの加盟国による任務への賛同と貢献が重要となっていることは言うまでもない。

2. 2. 欧州・北欧諸国の安全保障の「ヨーロッパ化」

欧州における安全保障研究においては、国家が EU や NATO といった共同体に加盟もしくは協力していくなかで、国家がその共同体によって形成された安全保障のルールや規範等に従い行動していくことにより、国家の「安全保障の社会化」が起こると理論上考えられている。冷戦期においては、欧州の安全保障体制は、ソ連率いる東側陣営との対立から米国や米国主導の NATO との関係が最重要であった。しかし、冷戦終結以降、国際および欧州をとりまく安全保障環境が変化し、NATO の意義と、とりわけ ESDP 設立過程や、欧州の対内外安全保障への軍事および民間組織の統合、といったアプローチが北大西洋地域諸国の関心を集め、欧州安全保障戦略(European Security Strategy)が強調された。冷戦後、多くの欧州および北欧諸国が EU に加盟もしくは協力することにより、「安全保障の社会化」、つまり安全保障の「ヨーロッパ化」が起こったといわれている。その結果、欧州および北欧諸国の安全保障のアイデンティティ、すなわちセキュリティ・アイデンティティが「ヨーロッパ化」した、といわれているのである8。

リッセとシッキンク(Risse and Sikkink)によると、「安全保障の社会化⁹| モデルによる

国家のセキュリティ・アイデンティティの変化は、以下のプロセスで起こる、という。ま ず段階1においては、国家において未だ既存の伝統的安全保障の関心が優勢する状態であ り、その安全保障の関心は主に国家の領土への軍事的脅威といったものが支配的である。 そこに「EUとの関係」においてその関心が変化することにより、段階2として「新たな安 全保障の言説と伝統的安全保障の擁護しすなわち政府によって新たな政治的言説が述べら れるようになる。その結果国内のグループがこの言説に適用しようと試みて、権力に対し ロビー活動を行う(まだデモンストレーションの段階に過ぎない場合もある)、という。段 階3においては、さらに国内のリーダー達は、変化した国際的文脈のなかで国益を保護す るため、また国内における影響力を得るために、新たな考え方や政策の変化の必要性に気 づくようになる。結果的に政府は新たな安全保障の言説に適応し始める(これを「構造的 変化 | と呼んでいる)。段階 4 においては、「徐々にそして確実に、政府は独自のレトリッ クにとらわれるようになり、議論することの必要性に迫られるしのだという。この段階ま でに、政府は「正しいこと」への規範のコンプライアンスに説得させられている。これを 「説得」の段階としている。また政府は言説の変更をすることがあり、また規範の有効性を 受け入れて対内外の反対勢力との議論を進めようとすることがある、という。そして最後 の段階 5 においては、国際的規範が国内の言説に組織化("institutionalize") されることに より、国家のセキュリティ・アイデンティティに「学習("Learning") | というプロセスが 起こり、政治的目標設定や計画の変化にかかわる、という。

これらの段階を図にあらわしたものが、次項の図1と図2である。

2.3. 北欧諸国と EU をとりまく安全保障関係

北欧諸国について、このような EU という存在に対して、デンマーク、スウェーデン、フィンランドは EU に加盟し、アイスランドとノルウェーは非加盟である。しかし、安全保障分野においては、それぞれの歴史的、地政学的背景があることから、微妙な立場の違いをみせている。北大西洋安全保障機構(NATO)への加盟状況をみると分かりやすいように、デンマークは NATO にも EU にも加盟、しかしスウェーデンは自国の中立志向が強いため、NATO には非加盟である。フィンランドも大戦、冷戦期のロシアおよびソ連との関係の名残から、いまだに NATO には加盟していない。一方アイスランドはその安全保障を米国に依存していることから、NATO にのみ加盟し EU には非加盟である。ノルウェーも NATO へは原加盟国として 1949 年に加盟したが、EU には加盟していないのは前述のとおりである 10 。

2. 4. ノルウェーの安全保障の「ヨーロッパ化」

ノルウェーの国際政治学者リエケル(Pernille Rieker)は、上記のような「ヨーロッパ化」や、ノルウェーを含めた北欧諸国についても同様、それぞれの冷戦後の安全保障環境の変化に応じて起こったと分析している。冷戦期における米ソ関係の対立構造のなかで、北大西洋地域の政治、経済、安全保障分野において均衡をもたらした側面があるとされる、い

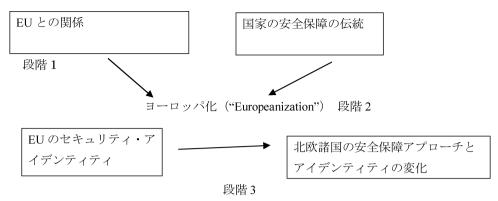


図1:「安全保障の社会化」における変化(段階1から3のプロセス)

出典: (Rieker 2006 をもとに筆者加筆)

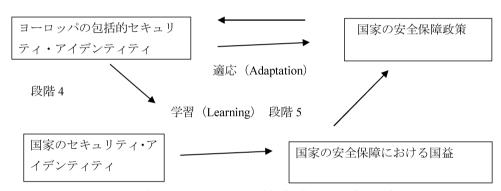


図 2: セキュリティ・アイデンティティのヨーロッパ化(段階 4、5 のプロセス)

出典: (Rieker 2006 をもとに筆者加筆)

わゆる「ノルディック・バランス」¹¹ が消滅し、北欧諸国の安全保障の「ヨーロッパ化」が起きた、と考察している。

ノルウェーの安全保障についても、冷戦終結後、西側諸国における NATO の役割と同様に変化していき、新たにノルウェーにとって EU との政治的連帯が重要になっていったと考えられている。特に 90 年代初頭の北欧諸国の EC 加盟 ¹² と、1999 年以降の ESDP を受けて欧州安全保障はノルウェーの安全保障政策の重要な関心事となった。冷戦終結以降、国際安全保障環境の変化を受け、ノルウェーはその安全保障政策において既存の NATO 同盟関係による領土防衛中心の方針を見直し、ESDP および欧州の対内外安全保障への軍事および民間組織の統合といったアプローチによる欧州安全保障戦略(European Security Strategy-EES)にコミットすることの必要性に言及するようになった。周辺の北欧諸国同様、EC 加盟への議論が高まるなかで、ノルウェーは非加盟の立場を取りながら、経済・貿易関係には及ばないまでも安全保障政策において欧州との連帯を目指し続けてきたと言っても過言ではない。リエケルはノルウェーの安全保障について、NATO 加盟国としてのアイデンティ

ティである大西洋主義("Atlanticism")は冷戦期の NATO 加盟国の立場から変わっていないものの、ESDP によってそのセキュリティ・アイデンティティ(National Security Identity Identity

2. 5. 先行研究に不足しているもの

上記により、ノルウェーが自国の安全保障政策の原則であるセキュリティ・アイデンティ ティが「ヨーロッパ化」してきたということは、先行研究においても説明されているとい える。しかし、先行研究は、次の2点においてもはや近年の同国の CSDP および欧州安全保 障体制への貢献やその賛否をめぐる議論に合致したものではなくなっていることが指摘で きる。まず1点目は、先行研究の多くが(Situren、Rieker など)同国の安全保障政策にお いて、米国主導の NATO を中心とした安全保障を選択する「大西洋主義」("Atlanticism") か、ESDP 体制への傾倒を根拠とする「ヨーロッパ主義」("Europeanism") か、のどちら かを選択しなければならないことへのジレンマが常に存在している、ということが前提の 議論となっているものが多いことである。それはこれらの先行研究が対象としている時期 が大西洋地域および欧州の安全保障環境が冷戦期から冷戦後の過渡期、またその後の米欧 関係の対立といった、ESDP の時期のものとなっていることが原因であり、より米国のプレ ゼンスが低下し米欧関係が安定している近年の CSDP 体制以後の議論には合致しなくなっ た。2点目は、同国の非加盟という立場からのEUとの政治的摩擦について提示されてい るものの、その解決策やその後の改善点については提示されてこなかったことが挙げられ る。これらは ESDP 体制におけるまたは ESDP から CSDP 体制への過渡期における同国の傾 向としては非常に貴重な文献であるものの、近年、とりわけ CSDP 体制以降、過去の政治 的摩擦が改善されてきたのか、ノルウェーの安全保障がより「ヨーロッパ化」されている とみられる、より最新の情報が必要であると考える。

したがって以下では、3. にて先行研究によるノルウェーの EU 安全保障体制(ESDP および CSDP)へのコミットメントを挙げ、4. では非加盟国であることによる政治的課題について提示し、5. では、それらの課題をどのように克服しまたしようとしてきたのかについて、先行研究に加え EU ノルウェーの主要機関のホームページや、筆者のインタビューによる最新のデータにより説明する。

3. ノルウェーによる ESDP・CSDP 体制への関与とその方法

では実際にノルウェーは、どこまで EU 中心の欧州安全保障体制へのコミットメントを してきたのだろうか。ノルウェーは 1994 年に EC への加盟を否決してからも、西欧同盟 (Western European Union-WEU) に対しては、冷戦後(1992年)より準メンバーとして、政 治分野と安全保障分野における、その政治的地位とコミットメントを維持しようとしてき た ¹⁷。 FSDP (1999 年) 以降、ノルウェーはその政治的地位の確保のために、1) EUへの直 接的アクセスと NATO を介した間接的アクセスのコンビネーション的方法と、2) 北欧チャ ネルを主流とした方法、の二通りで進めてきた。1)の方法としては、ノルウェーが2000年 から EU への外的資源 ("external resource") としてのコミットメントを目指したいわゆる 「影響力のための兵力("troop for influence")戦略」¹⁸ や、同年のニース欧州委員会への参 加による軍事任務の責任強化が挙げられる。また2002年のEUとNATOの関係強化を目指 した「ベルリン・プラス」合意(枠組み)¹⁹によって、EU 非加盟国でも参加任務を決定す る責任を与えられる「欧州連合軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Powers Europe-SHAPE)」とそのなかの「欧州連合軍事幕僚部(European Union Military Staff-EUMS)」への コミットメントが可能になったこと²⁰ などがある。2005 年には、EU とノルウェーの間で 合意が結ばれている²¹。これにより、EUMS にもコミットメントが可能になった。他にも 準 WEU 加盟国として「西欧軍装備グループ (Western European Armaments Group-WEAG)」 に替わって「欧州防衛機関(European Defense Agency-EDA)」にもコミットしており、ノ ルウェー側はこれらのチャネルは EU への軍事貢献に有益で重要であると捉えており、EU 主導の軍事ミッションへの参加に至っている22。また、2)のチャネルとしては、2001年 に EU と NATO の関係強化を目指して、スウェーデンが EU 非加盟国の NATO の欧州メン バーを含んだ EU 防衛大臣会議への参加、そしてスウェーデンからの招待による、欧州戦 闘軍(EUBG)の一部である北欧戦闘群(Nordic Battlegroup)へ参加することを決定した。

ノルウェーの ESDP 体制における課題

4. 1. 国内的課題

4.1.1. 憲法的制約の議論

ノルウェーが EU 加盟の際にその主権について、自国の憲法に抵触するかどうかについての議論があった。そもそもノルウェーが EU に加盟することは、同国憲法第 1 条にある、独立した主権国家であるということに抵触することになるという解釈がある。ほかにも、EU との具体的な合意の際の国会承認(憲法第 26 条、115 条、121 条)における手続きの問題 23 や、さらに EU ミッションに自国の軍隊を派遣することは、憲法第 25 条(傭兵の禁止)に反するのではないかといった議論 24 もある。そもそもノルウェーには、歴史上デンマークとスウェーデンに占領された経験があり、デンマークにはすべての主権(事実上併合)、スウェーデンには外交権を奪われていた時期があった 25 。そのため、ノルウェーは主権を

奪われることに対する嫌悪感が強い傾向にある。EUに加盟した場合、EU憲法は加盟国の憲法に優越する。ノルウェーは外交政策には国連憲章、安全保障政策にはNATO憲章を中心とする国際法を憲法より上位におく傾向が強いものの、自国の主権においては、憲法に優越することは憲法解釈上できないというのが現時点では通説となっている。

また、海外派遣の決定の際にも、自国の法的・政治的制約が存在している。ノルウェーが海外の軍事任務に人員を派遣する場合、原則として3つの条件がある。それは、1. 国連決議(軍事任務の場合は原則安保理決議に限る)があること、2. 受入国からの招待があること、3. 国連憲章第51条が適用される場合、である。最も頻繁に適用される原則は1つめの国連決議であり、これは多くの国が海外派遣決定の際の根拠とするものだが、EUミッションについても、1から3のいずれかの条件を満たさない場合は、原則派遣できないという制約がある。

4.1.2. 政党(左派社会党など)の懸念・反発

ノルウェーには保護主義(孤立主義)、国粋主義的、平和主義といった政治的信条を理由にNATO、EU(EC)といった同盟や国際枠組み等の一員になることに反対、また海外派遣に反対している政党が存在している。なかでもとりわけ主要政党である労働党との連立で政権を握ることが多い左派社会党(Sosialistisk Venstreparti-SV)と中央党(Senterpartiet-SP)が、ノルウェー政府がEUミッションに軍隊を派遣する場合、またEUBGに参加する際には国会において反対を表明し、政権のEU安全保障へのコミットメントが消極的になる要因となってきた。その結果、労働党を中心とした連立政権時において、与党内や国会内でのコンセンサスが取れず、政策決定に影響を及ぼしてきた26。

4.2. 政治的・外交的摩擦

対外的(対 EU)な課題としては、以下が存在する。まず、当然のことながら、ノルウェーが EU の非加盟国であることにより、任務決定における情報アクセスへの制限がある、いわゆる the "Brussels Politics"に入り込めないということである。ヨーロッパの安全保障機構において重要なアクター、とりわけ軍事分野においては NATO であるため、EU の安全保障政策を決定する会議である欧州防衛会議(EDA)には、EU 加盟国のほかに、第三国として NATO 加盟国であるノルウェーとトルコの参加が検討される。しかし、その際、EU 各国(とりわけギリシャ)がトルコの参加を受け入れず、第三国という同等の地位にあったノルウェーは事実上巻き添えになる形で、EDA の参加を拒否されたことがあった。EU の側にも、ノルウェーをはじめとする非加盟国と協力をすることのメリットについて、その分析や議論が不十分であるために、EU 側の非加盟国ノルウェーに軍事任務における政治的特権や情報へのアクセスを譲渡することに対し抵抗が強かったという。

また、ノルウェーが EU 主導の海外ミッションに人員を派遣する際の条件として、EU もしくは加盟国に招待された時のみ任務に参加できる、といった制約が存在している。そのため、海外ミッションの決定に関与することができないことに加えて、参加する際にもノ

ルウェー側から働きかけるか、招待を待たなければならない、ということになる。しかも、それらの情報を取得するには、ブリュッセル駐在のノルウェー行政官たちは、EU本部には入れず、その周辺を情報のかき集めに奔走しなければならないのである 27 。

また、EU と NATO に存在する、加盟国の思惑による政治的問題により、ノルウェー側が派遣を決定するうえでの NATO および国連任務との選択の「兼ね合い」の問題、すなわち派遣するミッションの重複(Duplicating)や天秤にかける(Balancing)といった議論や葛藤が生じてきた。そこには、EU にコミットしすぎた場合に、従来の NATO 任務への人的、経済的貢献がおろそかになることなるのではないかという懸念や、両方の任務に派遣することへの政治的、経済的コストの問題などがある。これらは EU と NATO、特に米国と仏・独など欧米間の対立や後退が起こった場合に顕著となる傾向があり、その場合にノルウェーは NATO のみ加盟し EU には非加盟であることにより、そのデメリットをより多く受けるという。

5. 課題の克服

5.1. 国内的課題の克服

5.1.1. 憲法議論による克服

まず、4.1. で述べた憲法議論については、いかに克服できたのであろうか。この憲法は、もともとスウェーデンの占領下にできたものであり、歴史上デンマークやスウェーデンといった他国に自治権・外交権を奪われ、自国の兵士を動員させられてきたことを繰り返さないために書かれた文言であり、現代においては解釈上、EU 任務や国連 PKO への派遣における制約とならないというのが定説化してきている 26 。2004 年にノルウェー国会(Stortinget)において、当時の政権(ボンデヴィク -Kjell Magne Bondevik 政権)による EUBG への参加希望の意向が明らかになった際、野党側が国会における開かれた議論を要求したが、その際、ヨーロッパ議会で決定した EUBG にノルウェー軍を派遣することは、EU にその権限を譲渡することになるかという議論が行われた。結果的に、国会において、ノルウェー軍がEUBG のいかなる任務に参加する場合も、ノルウェーの憲法、法律および政策決定に沿って国家権力のもとに決定が行われるということを宣言されるに至った 29 。

5. 1. 2. 政権交代による EU 選好の変化

次に、近年のノルウェー政府による EUへの選好も、ノルウェーのセキュリティ・アイデンティティが「ヨーロッパ化」していることを裏付けている。2013年の国政選挙によって、保守党・進歩党による連立政権が誕生した(首相マリエ・ソルベルグ -Marie Solberg)。それにより、反 EU 傾向の強い中央党と左派社会党が野党となり、EU との政治的連帯を阻害する要因が一つ減ったことは大きいと考えられる。2015年8月時の EU 担当大臣(保守党)であったヴィーダール・ヘルゲセン(Vidar Helgesen)氏によると、ノルウェーは安全保障については、もはや提携している("aligned")状態であり、ノルウェーは EU にとっ

ても重要であると述べている。ロシアとの関係、ウクライナ危機において、ノルウェーの役割は重要であり、2015年の EU による対口経済制裁には、ノルウェーも参加しており 30 、そのロシアへの政治的および経済的な効果は大きいと述べている 31 。

5.2. 政治的・外交的摩擦の解決と克服

5. 2. 1. 「安全保障」の範囲の捉え方の変化による多角的貢献

4. ですでに挙げた政治的摩擦については、主に外的要因の変化により、その克服が比較的容易になったことがいえる。冷戦終結後、安全保障環境の変化により、国家の安全保障の対象がNATOのような同盟関係を軸に置く領土防衛から、近年はグローバル化によるテロ対策や難民対策、紛争国への人道支援さらには海賊対策といったさまざまな安全保障分野を網羅しなければならなくなったため、EU という包括的安全保障を扱う機関の重要度も増したことから、ノルウェー内でも加盟の如何にかかわらず、そのコミットメントの重要性が指摘されるようになってきた。EU 側からみても、すでに経済においては重要な役割を果たしているノルウェーが安全保障分野においてさまざまな分野で貢献することは、プラスであってマイナスなことは何もないという認識が強くなっていったという。しかも、より近年の大国による EU 離れが懸念されるなか、少しでも EU 安全保障への貢献をしてくれることは、歓迎されることは間違いない。

ノルウェーがその課題を克服するにあたり、非加盟国でありながら EU 主導ミッションへの参加を増やしてきたことは、大いに評価できるだろう。ノルウェーは CSDP 体制以降、EU 主導の3つの軍事任務への貢献を行ってきた。一つ目はマケドニアへの軍事ミッション「コンコルディア」(EUFOR "Operation Concordia")、二つ目はボスニア・ヘルツェゴヴィナへの軍事ミッション「アルテア」(EU "Operation Althea" 2005 - 2008)、そして三つ目がアデン湾への海洋軍事ミッション「アタランタ」(EU NAVFOR "Atalanta" 2008 - 2009)である。また上記軍事ミッションの場所を含む8つの非軍事任務にも軍人、警察官および民間人を派遣し、停戦監視から民間・警察協力等の人道支援ミッションへの参加を行ってきた32。

とりわけ 2008 年 CSDP 以降の大きな貢献としては、2009 年からの海洋軍事ミッション「アタランタ」があるが、その際同国は EU と NATO どちらのミッションに兵力を提供するか ³³ 国内での議論があった。しかし結果的に EU ミッションへの派遣を決定したことは、同国の対 EU 政策決定において、重要な転機のひとつとなったともいわれている。

さらには、2004年以降、EUによる独自の軍事組織である欧州連合戦闘軍(EUBG)への兵力提供を行い、2005年には、ノルウェーはEUに対し永久的にその兵力を提供し続けるという合意を結び、実際にその北欧部隊である北欧戦闘軍(Nordic Battlegroup)に 2回兵力を提供した(2008年と 2011年)。EUBG は実際に戦闘に使用されたことはないものの、実践配備に向けた訓練や待機する態勢を整えており、ノルウェー政府としてもその態勢の維持と使用について積極的に支持している傾向が強いという 34 。

さらに最新の EU ミッションとして、2015 年 5 月からの新たな地中海での海洋軍事ミッ

ションである、「トライトン」("Operation Triton")にも、難民保護目的でノルウェーも軍事任務を行っている。軍事任務に加え、軍、文民や警察も含めた非軍事任務にも人材を派遣している。この派遣は、ノルウェーがより EU ミッションに力を入れる姿勢をみせる重要なケースであるといわれており、ノルウェー政府がヨーロッパの安全保障の地域的、内容的拡大のなかで、EU を NATO にはない包括的安全保障連合としての重要視していることを見せたい狙いがあるという。このミッションへの貢献も含め、以上のノルウェーの政治的・外交的努力により、EU 側からの 2 年おきの評価についても高いという 35 。

5. 2. 2. EU - NATO 協力の進展による政治的摩擦の改善

4. で述べた課題の克服に寄与したもう一つの要因として、EU と NATO 協力の進展が挙げられる。両者間の公式な協力体制としては、1994年に交わされた「ベルリン・プラス合意」脚注 14 参照)のみであり、その後公式な関係の進展がなかなかみられなかった。しかし、CSDP 以降、徐々にその関係は進展してきたといわれている 36。さらに、2015年より、ノルウェー前首相のイェンス・ストルテンベルグ(Jens Stoltenberg)が NATO 事務総長になってから、さまざまなレベルでの EU と NATO の非公式の会議が増加したという 37。もともと、ストルテンベルグが事務総長に選出された背景には、ロシアとの関係の改善を期待されたといわれているが、近年とりわけ EU と NATO の閣僚レベルや高官レベルでの非公式会合が増えていることは、徐々に両機関の公式ホームページをはじめ、メディアでも取り上げられるようになり、遂に 2016年7月8日、EU と NATO 初の共同宣言が署名された 38。EU と NATO の関係については、キプロスをめぐってギリシャとトルコの関係が改善しない限り、完全なる問題解決には至らないといえるものの、この関係の親密化は、ヨーロッパの安全保障においても重要であり、さらにイギリスが EU から離脱する選択をした今、NATO 加盟国であるイギリスもヨーロッパにとどめるひとつの重要な糸口になるであるう。

さらには、EU と NATO という両組織に軍隊を派遣すること(重複 "Duplicating")による政治的、予算的コストについての議論に対しては、これらの制約やコストは、対外的なものについては、EU と NATO の協力が進むことにより、解消されるのではないかといわれている。ノルウェーは NATO 原加盟国であるため、両者の関係の改善・進展により任務の重複によるコストは抑えられると考えられている。一方で、EU 加盟国 28 カ国中(2016年にイギリスが抜ける選択をしたので 27 カ国中)の 22 カ国が EU および NATO の両方に加盟していることにより、両方の任務を天秤にかけることや、重複させることによるコストは下がっているといえる。

5.3. EU 加盟国との二国間協力による情報インフラの整備

ノルウェーが EU にアクセスする方法として、EU 加盟国を通してというチャネルがあることを挙げたが、ここでは実際に二国間での協力関係が強い EU 加盟国とその EU とのかかわりにおける協力内容についていくつか挙げておく。まず一番に協力関係が深いとい

えるのは、スウェーデンである。スウェーデンは EU 加盟国であるが、NATO には非加盟であることから、お互いの利害関係を埋め合わせているといえるだろう。スウェーデンは自国の安全保障の立場については中立を宣言しているものの、近年ではスウェーデン領海における頻繁なロシア艦艇の接近等を受け、NATO への接近を行っている傾向がある 39 ため、NATO 加盟国であるノルウェーからの情報網を頼りにしている部分がある。そのためスウェーデンはノルウェーに対し EU に関連する情報を比較的快く提供しているという。筆者が 2015 年夏に行った在ストックホルムのノルウェー大使館でのインタビューによると、駐ストックホルムのノルウェー行政官は、週に何度も、ほぼ毎日交流があり、情報交換・共有を頻繁に行う関係であり、スウェーデン側の情報提供については非常にオープンであるという。大きな成果として、ノルウェーが EU 戦闘軍(EUBG・北欧戦闘軍 Nordic Battlegroup)に参加することができたのは、スウェーデンの招待によって可能になったことがあり、EUBG が実際に使われることになれば、さらに協力関係は進むとみられている 40 。

スウェーデン以外にも、ノルウェーは北欧の EU 加盟国であるフィンランド、デンマークなどとも安全保障においては協力関係がある。北欧戦闘軍はスウェーデンに加えフィンランド・エストニアと共に形成されている。さらに 60 年代からの北欧諸国(スウェーデン・デンマーク・フィンランド)と共に構成された国連待機軍(NORDBAT)や北欧防衛協力(NORDEFCO)においてすでに軍事協力体制が整っているため、軍事情報の共有がスムーズに行えるというメリットがある。これらの北欧諸国どうしの協力により、互いの非加盟国の枠組みについての情報をうまく補完し合うことは、北欧諸国だけでなく EU 側にとってもメリットになるのではないだろうか。

6. むすびにかえて

以上みてきたように、ノルウェーは冷戦後、ヨーロッパにおける安全保障環境が変化していくなかで、EU 安全保障体制に関与すべく、1999 年以降の ESDP、そして 2008 年以降の CSDP 体制の下で、非加盟国ながら、同国の兵力の提供やさまざまなチャネルを使った EU 内部中枢へのアクセスとその情報の取得、といった外交努力を行ってきたといえる。 しかし、これらの EU とノルウェーの軍事協力の決定の背景には、EU 側と、EU 非加盟国であるノルウェー側との、当然ながら任務決定時の国内外要因による政治的摩擦が起きてきた。ノルウェー側の問題点としては、ESDP 発足時より、非加盟国であることによる、EU 主導の海外派遣任務の決定や遂行における情報アクセスに限界があること、また国内における反 EU 勢力や世論による EU 安全保障政策自体へのコミットメントに対する反対などであった。現在も非加盟に対する支持が続いているため、非加盟である限りその限界は完全に取り除くことは不可能である。しかしながら、ノルウェー政府と EU 担当の行政官をはじめとする官僚たち 41 は国内外において、法的、政治的および軍事的な努力や協力を積み重ね、EU 非加盟であることを埋め合わせるための努力を行い、またそれは対内外において

も評価されているといえよう。

先行研究におけるノルウェーの安全保障、いわゆるセキュリティ・アイデンティティが ある程度「ヨーロッパ化」してきたことについては、否定する余地はないものの、それは 「安全保障の概念」やその政策の「捉え方」によって、答えは違ったものになってくるとい えるだろう。すなわち、ノルウェーはその防衛政策においては NATO が最優先であるとい う立場は変わらないが、近年拡大し続ける安全保障の範囲やその活動範囲の内容と地域の 拡大によって、人間の安全保障も含めた包括的安全保障の役割を担う EU という存在は当 然ノルウェーにとっても非常に重要であり、とりわけ冷戦後に国家の言説や EU 安全保障 へのコミットメント、その課題の克服をしてきたという点では、充分に「ヨーロッパ化」 したといえるだろう。インタビューによると、ノルウェーは NATO 原加盟国であり EU 非 加盟国である以上、NATOと EU を領土防衛に関しては天秤にかけることすら考えていな いという意見もあった。ノルウェー側の認識によると、EUという巨大な組織にとってノ ルウェーはただの一小国にすぎず、ノルウェー側としては EU 安全保障体制へは上記の理 由により今後もコミットしていくことになるが、関与することによる経済的、人的コスト も大きいため、その議論も未だ賛否があるのが現状という。しかし本稿 5. にもあったよ うに、NATOか EUか、という葛藤は現在のところ幸運にもする必要はなくなってきてい る。NATO と EU の協力が進む方向にあること、また安全保障の範囲の拡大(EU のカバー 範囲は NATO の比ではない)、EU 内外における人道支援を中心とした非軍事任務や、文民・ 警察によるいわゆる"civil crisis management"等の重要性も増していることにより、ノル ウェーが政治的に NATO への貢献とともに積極的に「アンビバレンス(両価的)」な選択 を行い、状況に応じてほかの北欧諸国等と協力を密にしながら「ヨーロッパ化」していく ことは重要であるといえる。予算的コストといった問題は無視できないが、そうすること により、結果的にノルウェーが EU に対しても、EU 以外においてもその政治力や軍事力に よる貢献を高めることとなるだろう。

このようなノルウェーのケースを、EU 非加盟国として置き換えた場合何が言えるだろうか。つい最近 EU を離脱したイギリスも、NATO 加盟国であり、EU 加盟国ではなくなる。そうなると、条件はある程度違うものの、ノルウェーと同様の EU 非加盟国であるがゆえの政治的摩擦の問題や、本稿ですでに出てきた、海外派遣を決定するうえでの NATO および国連任務との選択における重複や天秤にかける、といった兼ね合いの問題といった葛藤が生じてくる。後者の問題は NATO 同盟諸国や EU 諸国には共通の問題といえるだろう。その政治的立場はヨーロッパ圏でありながらその包括的政治・安全保障母体である EU には「非加盟」という特殊なものであることから、ノルウェーをはじめとするこれらの国々が今後、欧州安全保障体制において、その立場を外交上うまく利用することができるのか、また逆に必要な場合は非加盟という不利な立場を埋め合わせする必要が生じる、という点において、どのような独自路線を維持していくのかは注目に値する。すなわち、同国は非加盟という立場を利用して、安全保障の範囲や貢献する種類の拡大と多角的協力の必要性に応じて、国益に沿った選択をしていかなければならないであろう。ときには、コストはか

かるものの、重複させること(Duplicating)を戦略的、意図的にすることにより、とくに ノルウェーのような小国と自覚する国々は同盟(NATO)政策、対EU政策をみることは重 要であり、それは昨今の安全保障概念の拡大と多角的協力の必要性から、NATOの補完以 上の政治的可能性を秘めているのではないだろうか。またこのような選択を、小国が自信 を持って行うことにより、米欧関係が対立した場合でも、積極的に米欧関係の間を取り持 つ役割も担うことができるのではないだろうか。

昨今 EU は、加盟国による「EU 離れ」問題、シリアやアフリカからの難民・移民の流入、そして対ロシア関係において、欧州諸国の安全保障における協力の進展は待ったなしの状態であり、これにともない米欧関係のさらなる強化と、海外任務における EU - NATO 加盟国の協力関係の維持・進展 42 が不可欠である。ロシア・ウクライナ危機にみられるような、東部や南部地域をはじめとする周辺地域の状況次第では、この議論は再検討されることになるだろう。これらの問題においては、EU の安全保障における役割は NATO や国連、OSCE による任務では果たせない政治的役割の拡大が期待できる。EU とノルウェーが軍事協力に向けて相互協力関係を深めていくことは、各機構の加盟国の枠を超えた包括的な欧州安全保障体制をより発展させていくために極めて重要であることは明らかである。

最後に、日本の安全保障政策も今、大きな転換期を迎えている。日本が日米同盟を重視しながら、日本独自の国際貢献をしていく必要性に迫られているなかで、そのコストについては政府内、与野党の政治家、国内世論のなかで意見が分かれている。そのなかで、日本も包括的安全保障という考えにおいて、自国が加盟している枠組みにとらわれすぎず、EUへのコミットメントについても、前向きに検討し、その政治力・外交力を高めていく必要があるだろう。本稿がその議論のための一助となることを願う。

なお、この研究は、2015 年度 EU インスティテュート関西(EUIJ-EU Institute in Japan, Kansai)より研究調査旅行助成金を得て行った。

参考・引用文献

荻野晃「ESDP と EUFOR: アフリカでのミッションを中心に」『法と政治 60 巻 4 号』 関西学院大学レポジトリ 2010 年 1 月

金子譲「欧州における安全保障構造の再編」防衛省防衛研究所紀要第9巻第2号 2006年 齋藤嘉臣「イギリスの戦略文化とヨーロッパ安全保障政策」『国際政治第167号』2012年1月 鶴岡路人「日欧安全保障協力 - NATO と EU をどのように「使う」か - 」防衛研究所紀要第13巻第 1号 2010年10月

Adler, E. and M. Barnett Eds. Security Communities. Cambridge University Press, 1998.

Biscop, Sven and Jo Coelmont. *Europe, Strategy and Armed Forces. The making of a distinctive power.* Routledge, 2012.

Ekengren, Magnus, Nina Matzen, and Monica Sventesson. *The New Security Role of the European Union.*Transnational Crisis Management and the Protection of Union Citizens. Swedish National Defense College, 2006.

- Eriksen, Erik O. "Despoiling Norwegian Democracy." The European Union's Non-Members. Independence under hegemony? Edited by Erik O Eriksen and John Erik Fossum pp.77-101.
- Græger, Nina. "Norway between Europe and the US." *New Security Issues in Northern Europe: The Nordic and Baltic States and the ESDP*. Routledge, 2007.
- Kongeriket Norges Grunnlov (ノルウェー王国憲法)
- Lovdata2016年9月1日
- Mouritzen, Hans and Anders Wivel Ed. *The Geopolitics of Euro-Atlantic Integration. Europe and the Nation State.* Routledge, 2005.
- Nustad, Knut G. and Henrik Thune. "Norway: political consensus and the problem of accountability." Edited by Charlotte Ku and Harold K. Jacobson. *Democratic Accountability and the Use of International Law*. Cambridge University Press, 2002. pp.154-175.
- Nicola, Casarini and Costanza Musu Edited, *European Foreign Policy in an Evolving International System. The Road Towards Convergence*. Palgrave Studies in European Union Politics. 2007.
- Norwegian Ministry of Foreign Affairs "Norway and the EU –Partners for Europe–" http://www.eu-norway.org/Global/SiteFolders/webeu/Norway_and_the_EU_2015.PDF
- Rieker, Pernille.(a) "Active Participation Despite Limited Influence: Explaining Norway's Participation in EU's Security Policy." R. Allers, C. Masala, and R. Tamnes (eds.) Common or Divided Security? German and Norwegian Perspectives on Euro-Atlantic Security. Peter Lang, 2014.
- Rieker, Pernille (b). Europeanization of National Security Identity. Routledge, 2006.
- Rieker, Pernille (c). "[611] Working Paper. Security, integration and identity change." Norwegian Institute of International Affairs. December, 2000.
- Risse, T. and K. Sikkink. "The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practices: Introduction." T. Risse, S.C. Ropp and Sikkink Eds. *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change.* Cambridge University Press, 1999. pp.1-38.
- Sjursen, Helene. "From fly in the ointment to accomplice: Norway in EU foreign and security policy." Paper prepared for the 3rd international conference on Democracy as Idea and Practice, Oslo. 12-13 January, 2010.
- Steinmets, Robert. and Anders Wivel Ed. *Small States in Europe. Challenges and Opportunities*. Ashgate, 2010.
- The Schengen area and cooperation. EU Lex. Access to European Union Law. http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3Al33020> 2016 年 11 月 21 日
- Tiilikainen, Teija. "The Nordic countries and the EU-NATO relationship." Alyson J.K. Bailes, and Funilla Herolf Red. *The Nordic Countries and the European Security and Defense Policy*.
- Utenriksdepartmentet. (Ministry of Foreign Affairs.) "Norway in Europe: The government's work programme for cooperation with the EU 2015."
- Webber, Mark. "NATO: Within and Between European International Society." Yannis A. Stivachtis and Mark Webber Ed. *Europe after Enlargement*. Routledge, 2014. pp. 39-58.

インタビュー

2015年8月12日 ノルウェー外務省・在ストックホルム・ノルウェー大使館・スウェーデン参事官

インタビュー 在ストックホルム・ノルウェー大使館にて

- 2015 年 8 月 11 日 EU・EEA 担当大臣ヴィーダール・ヘルゲセン氏インタビュー ノルウェー外務省 にて
- 2015 年 8 月 21 日 在ブリュッセル・ノルウェー EU 安全保障担当官インタビュー 在ブリュッセル・ノルウェーハウスにて
- 2015 年 8 月 21 日 ヨーロッパ対外行動庁 (EEAS) NATO 担当官インタビュー ブリュッセル市内に て

注

- 12度の加盟否決は、ノルウェー世論による「加盟否定」と捉えられることもできるという見方もある。なお本稿では、同国が EU 非加盟の理由については分析の対象としない。
- 2 ノルウェーの EU 及び EEA における決定権の法的議論については、Eriksen, pp.77-101 を参照。ノルウェー外務省と EU の間には、すでに 130 余の合意(Agreement)が存在している。ibid.
- 3 ヨーロッパ域内における人の移動の自由に関する条約。1985年に結ばれたシェンゲン協定が、 1997年のアムステルダム条約において、EUの法的枠組みとして組み込まれた。
- 4 北欧諸国の中ではノルウェーとアイスランドが EU 非加盟。Norwegian Ministry of Foreign Affairs "Norway and the EU -Partners for Europe-"
 - http://www.eu-norway.org/Global/SiteFolders/webeu/Norway_and_the_EU_2015.PDF & 9
- 5 欧州連合の機関、政策名の日本語表記については、駐日欧州連合代表部ホームページ <www.euinjapan.jp> および同代表部公式ウェブマガジンのホームページ http://eumag.jp/ と、荻野 2010、金子 2006、齋藤 2012、鶴岡 2010 を参照した。
- 6 Adler and Barnett, Rieker pp.23-24.
- 7 2007 年 12 月署名、2009 年発効。
- 8 Risse and Sikkink, Rieker (b), pp.23-31, pp.51-62.
- 9 Rieker (b), pp.58-61.
- 10 他の主要北欧諸国のセキュリティ・アイデンティティについて、スウェーデンは「非同盟中立」 "non-alignment neutralism" フィンランドは「積極的中立」 "active neutrality" デンマークは "European Atlantic line with an emphasis on universal dimension" (Heurlin 2001) と分析している。Rieker (b), p.11
- 11 ノルディック・バランスとは、安全保障政策における、ノルウェーとデンマークの米国寄り、スウェーデンの非同盟中立、フィンランドのソ連寄りの立場が冷戦期に均衡をもたらしたという考え方。ただし安全保障のなかでも領土防衛のレベルにおいては、ノルディック・バランスは通用したのかという見解には異論がある。
- 12 91 年、92 年にスウェーデン、フィンランドが加盟申請し、両国とも 95 年に加盟。
- 13 Rieker はノルウェーの冷戦終結以降のセキュリティ・アイデンティティを大西洋主義 'Atlanticism' とヨーロッパ主義 'Europeanism' のコンビネーションであり、ノルウェーにとって EU は欧州安全保障において NATO の補完的なものである、と分析している。Rieker (b), pp.151-159.
- 14 ノルウェーの外交白書や防衛白書には、EU との政治的協力を強化することを国益の一つに 掲げている。St.meld.1996, 2005-2006. and 2008.(White Paper) ノルウェー外務省ホームページ Utenriksdepartmentet. Regjeringen.no より
- 15 Rieker (b), pp.51-53.

- 16 Sjursen.
- 17 ノルウェーにとってその地位は非常に重要であり、ノルウェーは準メンバーとしての特権的地位を与えられた。Tiilikainen, pp.72-73.
- 18 Græger, pp.97-99.
- 19 1994年4月に「NATOとして関与しない」紛争について、NATOの能力(作戦立案、情報収集)やアセット (装備、兵器、インフラ)等を、EUが利用し独自の作戦行動を行えるようにした取り決め
- 20 Græger, p.99.
- 21 "Agreement between the EU and the Kingdom of Norway establishing a framework for the participation of the Kingdom of Norway in the EU crisis Management Operations"
- 22 Rieker, Pernille.(a) pp.171-176.
- 23 Eriksen, p.81
- 24 Nustad and Thune, p.162.
- 25 ノルウェーは 1537 年から 1814 年までデンマークの占領下、1815 年から 1905 年までスウェーデンとの同盟国家であり、いずれの期間もノルウェーの外交権は剝奪されていた。
- 26 Situren p.4
- 27 Ibid. また、実際に筆者がブリュッセルにてノルウェーの EU 担当官にインタビューした際にも、 未だその疎外感や苦労が一部見て取れた。
- 28 Nustad and Thune. pp. 9-15.
- 29 Sjursen. pp. 4-10.
- 30 2015 年 8 月当時のノルウェー EU・EEA 担当大臣ヴィーダール・ヘルゲセン氏へのインタビュー
- 31 対口輸出制裁として、ノルウェーはサーモンや天然ガスなどの輸出制限を行っている。
- 32 EUPM (ボスニア 2003)、EUPOL COPPS (パレスチナ 2006)、EUPOL (アフガニスタン 2007)、EUPOL Proxima (マケドニア 2003 2005)、EULEX (コソボ 2008)、EUPOL (DR コンゴ 2007)、アチェ・モニタリングミッション (インドネシア 2005 2006)。ノルウェーの海外派遣概要ホームページ https://itjenestefornorge.no/operasjoner より
- 33 同ミッションについては、その後 NATO へ任務移譲をすることが決まっていたが、その派遣のタイミングにおいて、EU ミッションの段階で派遣するか NATO への任務移譲をしてからにするかという議論について、結果的に EU ミッションでの派遣を決定した。その後、2010 年には撤退している。
- 34 在ストックホルム・ノルウェー大使館でのインタビューにより。EU 内での EUBG 使用の賛否についての議論は脚注 36 参照。
- 35 ノルウェー EU・EEA 担当大臣へのインタビューより
- 36 Webber, Biscop and Coelmont.
- 37 ヨーロッパ対外行動庁(European External Action Europe-EEAS)NATO 担当官へのインタビューより
- 38 EU MAG「初の共同宣言で協力強化を図る EU と NATO」http://eumag.jp/issues/c0916/ より
- 39 スウェーデンとフィンランドは NATO 非加盟国を対象とした平和のためのパートナーシップ (Partnership for Peace)協力に参加しており、NATOへの接近を強めている。両国が NATO に加盟すべきであるかという議論については国内でも分かれているが、スウェーデンは軍事的には中立、フィンランドはロシアとの関係もあり現状維持が好ましいと考えられている傾向が強いため、当面両国とも加盟する可能性は低いといえるだろう。

大阪女学院大学紀要第13号(2016)

- 40 ただし、EUBG が実際に戦闘に参加、使用されることについては、加盟国(フランスやデンマーク等) による反対やためらいが未だ強い状況にあり、今後実際に使用されるかはかなり疑問視されているという。
- 41 文献・インタビュー欄に記載のインタビューからは、ノルウェーの官僚たちの EU 選好の強さが 感じられ、また国民投票結果にみられる世論よりも官僚の EU 選好は比較的強い傾向がみられた。
- 42 2015年6月17日、NATO事務総長とEU委員長による両者の協力強化が宣言された。"Joint Statement by NATO Secretary General Jens Stoltenberg and the President of the European Commission Jean-Claude Juncker" http://www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_120675.htm より